

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）アセスメントのための面接、アセスメント、原案作成に係る業務に限る。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験① (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新 配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験① (OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

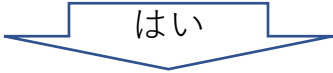
(具体的な業務内容)
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理責任者等として配置可
(5年毎に要更新)

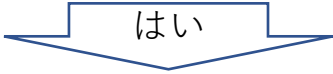
実務経験②

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

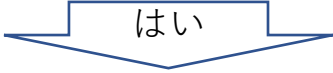
相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある



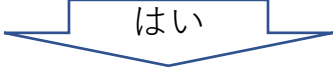
上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある



基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う



個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている（又は予定）



基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！



実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
（ただしOJT期間は2年以上必要）



OJT期間は2年以上必要
（内容は相談支援又は直接支援の業務で可）



OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要



業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要